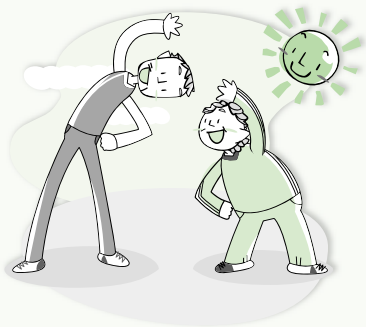
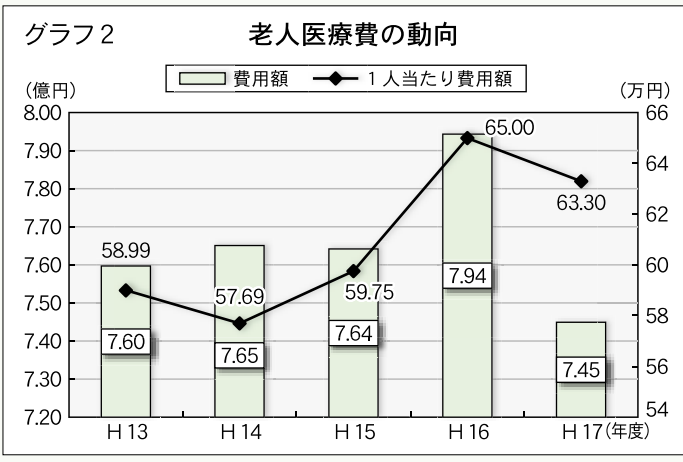


老人保健からのお知らせ

老人医療受給者は、平成14年度の老人保健法の改正により対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより減少しています。(グラフ1)



老人医療費は、医療機関で皆さんが支払っている分(一部負担金)のほかに、国保や健康保険などからの拠出金や国や県、町からの負担金など、いろいろな人たちの協力によってまかなわれています。(グラフ2)



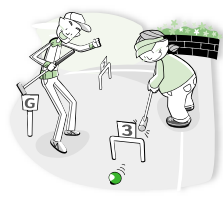
老人保健(75歳以上)の負担割合

医療機関にかかったとき
 高齢受給者に該当している方は、医療機関の窓口には保険証と医療受給者証の2つを提示すると、医療費の1割もしくは3割の自己負担となります。
 入院等の場合の限度額は次のとおりです。

区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得	1割	8,000円	24,600円
低所得	1割	8,000円	15,000円

入院時食事療養費

区分		1食あたりの負担額
現役並み所得者および一般		260円
低所得	過去12ヶ月の入院日数	90日まで
		91日以降
低所得		100円



低所得 ・ に該当している方は、住民課年金保険係に申請すると、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されますので、医療機関に提示してください。

お問い合わせ 住民課 ☎(84)1965